

横手市建設工事事故関係事務処理要領

平成18年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は横手市が発注する建設工事に関して発生した事故の調査、報告等の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

(1) 工事とは「市が発注する土木、建築工事等」をいう。

(2) 事故とは「人の死傷又は物件の損壊等」をいう。

(事故への対応)

第3条 工事を監督する主管課長は、工事の施工若しくはその現場において事故が発生したときは、すみやかに救護に必要な対応を行うとともに、再発を防止し現場の安全を確保するための緊急の措置を行うものとする。

(事故の報告)

第4条 総括監督員(総括監督員を置かない場合にあっては、主任監督員若しくは監督員とする。)は、当該工事において事故が発生したときは、「秋田県土木工事共通仕様書」に示された様式等で直ちに、請負者から通報させるとともに、必要があると認めるときは、期日を指示のうえ、工事事故報告書を提出させなければならない。

2 工事を監督する主管課長は、前項の工事事故報告書の提出があったときは、当該事故の内容を確認するとともに速やかに事故報告書(様式第1号)により市長に報告するものとする。

(事故の調査)

第5条 市長は必要があると認めるときは、当該事故について工事主管課長に対し、更に詳細な調査報告を命じることができるものとする。

(調査の留意事項)

第6条 事故の調査は次の各号に掲げる事項に留意して行うものとする。

(1) 事故の経過は時間の順に従って始めから終わりまでを調査すること

時刻が判明しない場合でも、推定できるものは推定時刻として調査すること

(2) 事故の状況は可能な限り図示し、必要に応じ位置図、平面図、断面図等を作成し、距離、高低値、傾斜度等を図示すること

(3) 事故現場、事故物件等事故の状況を確認できるものについては、可能な限り写真等により記録すること

(4) 事故の被災者の住所、氏名、年齢、職業等可能な限り詳細に調査すること

(5) 事故の発生原因を十分に把握するとともに再発防止対策についても併せて検討すること

(6) その他事故の説明に必要な事項を調査すること

(7) 事故の調査にあたっては人権を侵害することのないよう注意し、任意に基づいて行うこと

(請負者に対する指導)

第7条 市長は事故報告又は調査結果を受けた場合は、請負者に対し、書面で再発防止等の指導を行わなければならない。

(事故関係書類の取り扱い)

第8条 事故関係資料は慎重に取り扱うこととし、その保存年限は3年とする。ただし、訴訟等が予想される関係資料についてはその限りでない。